（事業計画の変更等）

第四十三条の二　基幹放送局の免許人は、法第六条第二項第四号に規定する事業計画に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2　基幹放送局の免許人（日本放送協会、放送大学学園、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を受けた者及び臨時目的放送を専ら行う放送事業者を除く。）は、基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

3　第一項の規定により届け出るときは、別表第五号の五の様式によつて行うものとし、第二項の規定により報告するときは、別表第五号の六の様式によつて行うものとする。

4　第二項の報告は、前項の規定にかかわらず、計算書類の提出をもつてこれに替えることができる。

（非常局の無線設備の機能試験の免除）

第四十三条の三　運用規則第九条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の七の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

2　総合通信局長は、前項の申請があつた場合において、無線設備の機能試験を免除することが相当と認めるときは、申請者に対しその旨を通知する。

［削る］

（船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類）

第四十三条の四　法第八十一条の二第二項の総務省令で定める書類は、次のいずれかのものとする。

一　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三十九条の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳記載事項証明書

二　海岸局又は船舶局の免許人の証明した経歴証明書

三　法第四十八条の三第一号の訓練の課程を修了したことを証する書類

四　前各号のほか、これらに準ずる書類であつて総務大臣が別に告示するもの

2　前項の書類の提出期限は、その提出を求めた日から起算して三月を経過した日とする。

第四十三条の五　［略］

第三章　高周波利用設備

（備付けを要する書類）

第四十五条の三　法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所（移動する設備の場合にあつてはその常置場所）に備え付けておかなければならない。

［一　略］

2　標準周波数局又は特別業務の局（設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇Hz又は一、六二九Hzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第百四十条各号に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。

3　前二項の免許人は、当該各項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。

第四十三条の三　基幹放送局の免許人は、法第六条第二項第四号に規定する事業計画に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2　基幹放送局の免許人（日本放送協会、放送大学学園、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を受けた者及び臨時目的放送を専ら行う放送事業者を除く。）は、基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

3　前項の報告は、計算書類の提出をもつてこれに替えることができる。

［新設］

第四十三条の四　社団（公益社団法人を除く。）であるアマチユア局の免許人は、その定款及び理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。

第四十三条の五　法第八十一条の二第二項の総務省令で定める書類は、次のいずれかのものとする。

一　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三十九条の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳記載事項証明書

二　海岸局又は船舶局の免許人の証明した経歴証明書

三　法第四十八条の三第一号の訓練の課程を修了したことを証する書類

四　前各号のほか、これらに準ずる書類であつて総務大臣が別に告示するもの

2　前項の書類の提出期限は、その提出を求めた日から起算して三月を経過した日とする。

第四十三条の六　［同上］

第三章　高周波利用設備

（備付けを要する書類）

第四十五条の三　［同上］

［一　同上］